

長崎県公立大学法人教職員の自家用車による出張に関する細則

平成17年4月1日
細則第13号

改正 令和3年12月6日細則第34号

改正 令和7年12月2日細則第18号

(目的)

第1条 この細則は、長崎県公立大学法人（以下「法人」という。）の教職員が、自家用車を使用して出張をする場合の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

一部改正 [令和7年細則第18号]

(定義)

第2条 この細則において「自家用車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第1項に定める自動車（自動二輪を除く。）で教職員又は当該教職員の親族が所有するものをいう。

一部改正 [令和7年細則第18号]

(自家用車の登録)

第3条 教職員は、自家用車を使用して出張をするときは、あらかじめ使用する自家用車の登録を受けなければならない。

2 前項の規定による登録を受けようとする教職員は、出張に使用する自家用車について次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97条）第5条に規定する自動車損害賠償責任保険契約（以下「自賠責保険」という。）が締結されていること。

(2) 任意加入による自動車損害賠償責任保険契約（以下「任意保険」という。）において、対人補償1億円以上及び対物補償500万円以上の契約が締結されていること。

一部改正 [令和7年細則第18号]

(登録の手続)

第4条 前条第1号の登録を受けようとする教職員は、出張に使用する自家用車登録申請書（様式第1号）を提出し、理事長の承認を得なければならない。登録事項に変更が生じたときも同様とする。

2 理事長は、前項の承認を行ったときは、自家用車登録通知書（様式第2号）により当該教職員に通知するとともに、当該登録事項を自家用車登録台帳（様式第3号）に登載するものとする。

(自家用車使用の承認)

第5条 自家用車を使用して出張しようとする教職員は、出張の都度、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、長崎県公立大学法人教職員旅費規程（以下「旅費規程」という。）第4条第4項に規定する旅行命令簿に自家用車使用である旨を記載することにより行うものとする。

(使用承認の基準)

第6条 理事長は、公用車を使用することが困難な場合で、通常の公共交通機関を利用する場合より利便性が高く、効率的で円滑な業務の遂行が可能になると判断されるときに限り、自家用車の使用を承認することができるものとする。ただし、当該教職員又は教職員の自家用車が次の各号に掲げる事項に該当する場合には、承認しないものとする。

(1) 心身が、傷病、過労又は睡眠不足にあるときなど、正常な運営ができないと認められる場合

(2) 免許取得後、6か月を経過していない場合

- (3) 点検及び整備が不十分であると認められる場合
- (4) 登録事項の変更を怠っている場合
- (5) 出張の用務が運転のみの場合
- (6) 過去1年間に刑事処分又は行政処分を受ける人身事故を起こしている場合
- (7) その他自家用車により出張させることが適当でないと認められる場合

(教職員の責務)

第7条 自家用車を使用して出張する教職員は、交通法規を遵守し、安全運転に努めなければならない。

(同乗による出張)

第8条 理事長は、同一用務又は用務地が同一若しくは同一方向であるときなど、業務遂行上効率的であると認められる場合は、他の教職員が同乗して出張することを承認することができるものとする。

2 前項に規定する承認の手続きについては、第5条の規定を準用する。

3 第1項の規定により同乗して出張することを承認された教職員については、旅費規程第18条第2項の規定にかかわらず、同乗した区間の車賃は支給しないものとする。

(交通事故の処理等)

第9条 教職員が、自家用車の業務使用中に事故を起こしたときは、速やかに理事長に届け出なければならない。

2 前項の場合において、教職員が第三者に損害等を与えたときは、法人の責任において相手方との示談等の事故処理を行うものとする。

(損害賠償の範囲)

第10条 自家用車による出張についての承認を受けた教職員が、出張中の交通事故により第三者に損害を与えた場合において、賠償額が自賠責保険及び任意保険の保険金額を超えるときは、その超える額を法人が負担するものとする。

(損害賠償の求償)

第11条 前条の規定により法人が損害賠償を行った場合において、当該教職員に故意又は重大な過失があったときは、その程度に応じて求償権を行使するものとする。

(承認を受けない自家用車の使用)

第12条 教職員が、承認を受けずに自家用車を使用して出張し、事故を起こした場合は、法人はその責を一切負わないものとする。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月6日細則第34号）

この細則は、令和3年12月6日から施行する。

附 則（令和7年12月2日細則第18号）

この細則は、令和8年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

長崎県公立大学法人理事長 様

所 属

氏 名

出張に使用する自家用車（変更）登録申請書

出張に使用する自家用車について、長崎県公立大学法人教職員の自家用車による出張に関する細則第 4 条の規定により申請します。

1. 自家用車の状況

所有者氏名（申請者との続柄）	メーカー名	車種	自動車登録番号
（ ）			

2. 免許の状況

免許の種類	免許の条件	免許取得日

3. 保険の状況

保険の種類別	契 約 先	証 書 番 号	保険金額(千円)	保 険 期 間
自賠償保険				自 至
任意保険 （対人）				自 至
任意保険 （対物）				自 至

<添付書類>

- ・ 自家用車検査証の写し
- ・ 自賠償保険及び任意保険の証書の写し
- ・ 免許証の写し

番 号
令和 年 月 日

（申請者） 様

長崎県公立大学法人理事長

自家用車（変更）登録通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった自家用車の（変更）登録については、下記
のとおり登録しましたので通知します。

記

1. 登録内容

所有者	メーカー名	車種	自動車登録番号

2. 登録期間

令和 年 月 日 ～令和 年 月 日

※登録期間は、同一年度内の期間（最大1年間）とすること。

様式第3号 (第4条関係)

一部改正 [令和7年細則第18号]

自家用車登録台帳

[illegible]